

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の塵芥処理等を行うものとする。  
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

<p>1. 塵芥処理 4月、5月、6月、7月、8月、9月、 10月、11月、12月、1月、2月、3月 計 12 回</p> <p>※ 指定公園内の塵芥処理を概ね1ヶ月に1回の頻度となるよう収集分別、運搬処理する。愛護会がある公園においては、第1月曜日の近日に廻ることとする。また、愛護会の収集した塵芥については随時処理するものとする。</p> <p>2. 草刈業務 ・草刈 5月、10～11月 計 2 回</p> <p>3. 樹木管理業務 ・剪定下木A ツツジ類 4～6月 計 1 回 ※ 剪定下木Aについては、花期終了後花芽がつく前までに剪定することとする。</p> <p>・剪定下木B カイズカ類 8月 計 1 回</p> <p>・剪定上木(1) 計 20 本</p> <p>・剪定上木(2) 計 20 本</p> <p>・剪定上木(3) 計 10 本</p>	<p>4. 公園施設安全点検 4月 計 1 回</p> <p>※ 設計図書の公園施設安全点検表に基づき、その月内に点検を実施するものとする。</p> <p>※ 塵芥処理等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。</p> <p>※ 指定月内に実施箇所の塵芥処理等を実施すること。 特に指定がない場合は、委託者と協議の上、決定する。 また、予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。</p> <p>※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木の面積が減少した場合は、受託者は、減少した面積と同等の面積の樹木剪定等を行うものとする。 その場合、剪定等をする樹木については、委託者が指定する。</p> <p>※ 公園ごとの具体的な内容は、別紙2のとおりとする。 なお、別紙2の内容に相違がある場合は、委託者と協議すること。</p> <p>※ 各業務の実施に当り留意する事項は別紙3のとおり。留意事項に変化を確認した時は委託者に連絡する。</p>
--	--

NO	公園名	位置	面積	愛護会	塵芥処理	草刈	剪定下木		公園施設安全点検
							A	B	
1	大坪本町公園	下関市大坪本町	200 m2		○				○
2	上新地町五丁目公園	下関市上新地町五丁目	268 m2		○				○
3	筋川公園	下関市筋川町	106 m2		○				○
4	筋ヶ浜公園	下関市筋ヶ浜町	224 m2	○	○				○
5	筋ヶ浜子ども広場	下関市筋ヶ浜町	520 m2	○	○				○
6	数珠山街区公園	下関市西大坪町	500m2		○				○
7	大坪本町2号公園	下関市大坪本町	651 m2		○		20		○
8	武久1号公園	下関市武久町二丁目	1,165 m2	○	○	445	180	246	○
9	武久2号公園	下関市武久町二丁目	1,729 m2	○	○				○
10	武久3号公園	下関市武久町一丁目	1,501 m2		○		98		○
11	武久永命寺公園	下関市武久町一丁目	1,646 m2	○	○	746	85	166	○
12	武久にここ公園	下関市武久町一丁目	820 m2	○	○				○
13	大坪町公園	下関市大坪町	187 m2		○				○
14	西原台公園	下関市武久西原台	1,943m2		○			12	○
15	山の田1号公園	下関市山の田本町	992 m2	○	○		43	51	○
16	山の田2号公園	下関市山の田中央町	1,980 m2		○	463	150	180	○
17	山の田3号公園	下関市山の田中央町	4,393 m2	○	○	32	163	168	○
18	山の田5号公園	下関市山の田南町	1,722 m2	○	○		224		○
19	山の田6号公園	下関市山の田南町	3,242 m2	○	○	1,600	158		○
20	山の田西町公園	下関市山の田西町	1,344 m2	○	○		320		○
21	柳ヶ迫公園	下関市山の田本町	1,789 m2		○		74	55	○
22	夕日ヶ丘公園	下関市西大坪町	516 m2	○	○		8		○
23	ふじつく町公園	下関市藤附町	291m2		○				○
24	山の田東町公園	下関市山の田東町	611 m2		○				○
25	南大坪町内公園	下関市南大坪町	315 m2	○	○				○
26	生野公園	下関市生野町	3,188 m2	○	○	696	167	374	○
27	生野にここ公園	下関市生野町一丁目	1,056 m2		○		11		○
28	後田公園	下関市後田町四丁目	2,824 m2		○	821	20	127	○
29	後田ひまわり公園	下関市後田町四丁目	561 m2	○	○				○
30	後田第2公園	下関市後田町四丁目	161 m2	○	○				○
31	後田5丁目公園	下関市後田町五丁目	158 m2		○				○
32	後田5丁目第2公園	下関市後田町五丁目	116m2		○				○
33	大学町1号公園	下関市大学町三丁目	1,627 m2	○	○	651	904	54	○
34	大学町2号公園	下関市大学町四丁目	764 m2		○	247	221	40	○
35	大学町3丁目公園	下関市大学町三丁目	827 m2	○	○			95	○
36	大学町広場	下関市大学町二丁目	600 m2		○				○
37	宝町公園	下関市宝町	1,567 m2	○	○		65	22	○
38	幡生1号公園	下関市生野町二丁目	1,997 m2		○	321	36	133	○
39	幡生2号公園	下関市生野町二丁目	1,037 m2		○	30	94	75	○
40	幡生本町公園	下関市幡生本町	110 m2		○				○
41	羽山公園	下関市羽山町	218 m2	○	○				○
42	文教台公園	下関市幡生本町	929 m2	○	○				○
43	藤ヶ谷公園	下関市藤ヶ谷町	2,710 m2		○	791			○
44	三河公園	下関市三河町	5,573 m2	○	○	304	268	31	○
45	宮の下公園	下関市幡生宮の下町	181 m2		○				○
46	棕野第2公園	下関市棕野町三丁目	362 m2		○				○
47	棕野鳥越公園	下関市棕野町三丁目	1,050 m2		○	449	12		○
48	棕野鳥越第2公園	下関市棕野町三丁目	1,148 m2		○				○
49	新棕野一丁目公園	下関市新棕野一丁目	2,666 m2		○				○
50	新棕野1号公園	下関市新棕野二丁目	7,452 m2	○	○				○
51	新棕野2号公園	下関市三河町	2,185 m2		○				○
52	権現山公園	下関市大学町三丁目	35,982 m2	○		3,335	50		○
53	戦場ヶ原公園	下関市後田町五丁目	58,290 m2			1,017	5,659	74	○
54	幡生宮の下近隣公園	下関市幡生宮の下町	14,000 m2				408		○
公園数				公園	公園	m2	m2	m2	公園
54	合計		177,994 m2	24	51	11,948	9,438	1,903	54

※ 表中の「○」は対象公園を示している。  
 ※ 草刈及び剪定の数値は業務量の目安とする。  
 ※ 愛護会については、年度途中に結成・廃止がある場合があります。

NO	公園名	留意事項	
1	大坪本町公園		
2	上新地町五丁公園		
3	筋川公園		
4	筋ヶ浜公園		
5	筋ヶ浜子ども広場		
6	数珠山街区公園		
7	大坪本町2号公園		
8	武久1号公園		
9	武久2号公園		
10	武久3号公園		
11	武久永命寺公園		
12	武久にこにこ公園		
13	大平町公園		
14	西原台公園		
15	山の田1号公園		
16	山の田2号公園	繁茂樹木による視距障害が生じていないか	
17	山の田3号公園	広場に水たまり又は土砂の流出が生じていないか	草が繁茂していないか
18	山の田5号公園		
19	山の田6号公園	イノシシ被害がないか	
20	山の田西町公園		
21	柳ヶ迫公園		
22	夕日ヶ丘公園		
23	ふじつく町公園		
24	山の田東公園		
25	南大坪町内公園		
26	生野公園		
27	生野にこにこ公園	不法投棄がされていないか	擁壁、フェンス際のツタが繁茂していないか
28	後田公園		
29	後田ひまわり公園		
30	後田第2公園		
31	後田5丁目公園		
32	後田5丁目第2公園		
33	大学町1号公園		
34	大学町2号公園		
35	大学町3丁公園		
36	大学町広場		
37	宝町公園		
38	幡生1号公園	法面に変状は生じていないか	
39	幡生2号公園		
40	幡生本町公園		
41	羽山公園		
42	文教台公園		
43	藤ヶ谷公園		
44	三河公園		
45	宮の下公園		
46	棕野第2公園		
47	棕野鳥越公園		
48	棕野鳥越第2公園	広場にドロバチが営巣していないか	
49	新棕野一丁目公園	駐車禁止看板に破損はないか	
50	新棕野1号公園	駐車禁止看板に破損はないか	フェンスにツタが巻き付いていないか
51	新棕野2号公園	フェンスにツタが巻き付いていないか	
52	権現山公園	法面にドロバチが営巣していないか	法面に安全・管理上支障となる箇所はないか
53	戦場ヶ原公園		
54	幡生宮の下近隣公園		
共通事項			
	施設	倒壊等、重大な損傷が生じていないか	広場等に陥没が生じていないか
	樹木	枯損、腐朽、倒木、折れ枝がないか	
	照明・水飲み	照明の常時点灯、水漏れが生じていないか	
	その他	スズメバチ等危険な生物が群れていないか	

※ 上表に定める事項に変化が生じた際は、委託者に連絡すること。

※ 留意事項については、協議の上、追加できるものとする。

